

## 「枚方市立学校園における学校看護師配置要項」の問題点

基本的な考え方として、本来、医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学校生活（校外学習や宿泊学習を含む）を過ごすための「医療的ケア実施要綱」がまずあるべきです。そしてその「要綱」は医療的ケアの必要な児童生徒が、一人の子ども・一人の人間として尊重され、地域の学校園で「共に学び、共に育つ」という理念と、差別解消法の視点に立ったものでなければなりません。

その「要綱」の理念や差別解消法の合理的配慮の意義や考え方に則り、医療的ケアを実施していくための必要事項や手続き、手順等を記した「要項」があるべきです。

それらの視点に立って「枚方市立学校園における学校看護師配置要項」を見ると、次のような問題点が考えられます。

### 問題点

- ① 「枚方市立学校園における学校看護師配置要項」を策定するに当たって、当事者・保護者（新居さん）に十分に意見を聞くことをしなかった。
- ② 枚方市として、医療的ケアの必要な児童生徒の学校生活をどう保障していくかという理念を謳った「医療的ケア実施要綱」がない。  
そのため、理念を実現するための一つの方策としての「看護師配置要項」という捉え方がなされていない。
- ③ 差別解消法における合理的配慮の視点を反映した「看護師配置要項」という捉え方がなされていない。
- ④（趣旨）第1条  
全ての幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）が、地域の学校園でともに育ち合うよう「ともに学び、ともに育つ」教育の充実を図ることを目的として、本要項を策定する。  
→ これは、「看護師配置要項」ではなく、「医療的ケア実施要綱」の趣旨にあたるものではないか。
- ⑤（趣旨）の2 後半部分  
その保護者の介助の負担の軽減を図るため、学校看護師（以下「看護師」という。）

を置く。

→保護者の負担軽減のために看護師を配置するのではない。

当事者（本人）支援の視点が欠如している。

⑥（医療的ケアの定義及び範囲）第2条

医療的ケアとは、治療を目的とするものではなく、障害にともない日常的に生命の維持、健康状態の維持・改善のために必要な医療行為である。

→ 医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、児童生徒等が安心・安全に学校生活を送るための生活支援行為である。

2 医療的ケアの範囲を、次のとおりとする。

(1) 痰の吸引

(2) 経管栄養

(3) 導尿

(4) 前各号に掲げるもののほか、主治医が指示した医療行為

→前各号に掲げるもののほか、主治医が指示した医療的ケア

⑦ この「看護師配置要項」は、校外学習や修学旅行等の泊を伴う学校行事についても全て反映されるものであると考えるが、それが明記されていない。

→ 明記するなら、(学校看護師の職務) 第3条に、以下の文言を追加する。

(6) 上記(1)～(5)については、校外学習や宿泊学習においても適用される。

それに関連して、「校外学習や泊を伴う学校行事で、看護師や介助員が複数名必要な場合、保護者に付き添いを求めないこと。看護師・学校職員・介助員等で対応する」ことをどこかの箇所に明記する。

⑧（医療的ケアの実施条件）第6条

5 医療的ケアの実施にあたって次の各号に示すことを、保護者の役割として保護者が承知していること。(1)～(7)

→ 医療的ケアの必要な児童生徒を「特別な存在」と考え、その保護者としての自覚をことさら促すような表記。

特に(5)児童生徒等の体調不良時や看護師の欠員、並びに看護師のやむを得ぬ休暇の場合等における医療的ケアの実施。

- ・看護師が休んだら医療的ケアができない。保護者が付き添うことを前提とした発想。
- ・(趣旨) 2の「保護者の介助の負担の軽減」と同じ発想。
- ・看護師の代替要員の確保をすべき。
- ・医療的ケアを看護師に限定している。教職員も関わるべき。

⑨ (学校園の役割) 第8条

2 校園長は、緊急時に対応するため、校内における個別の緊急時対応マニュアルを作成する。

- マニュアルを作成するためにも、医療的ケアの研修、緊急時対応の研修やシミュレーションを校内で行わなければならない。それを明記すべき。

⑩ 医療的ケアの実施にあたっては、保護者との連携が欠かせない。その旨を必要箇所に明記すべき。

(学校看護師の職務) 第3条

(1) 主治医の指示の下、児童生徒等の医療的ケアを行うこと。

- 主治医の指示及び保護者との連携の下、児童生徒等の医療的ケアを行うこと。

(医療的ケアの実施者) 第5条

2 看護師は、医療的ケアの実施にあたって主治医との連携を図るとともに、児童生徒等の状況の変化等必要に応じて主治医に連絡し、指導を受けるものとする。

- 看護師は、医療的ケアの実施にあたって主治医及び保護者との連携を図るとともに、児童生徒等の状況の変化等必要に応じて主治医及び保護者に連絡し、指導を受けるものとする。